

鳥取市社会奉仕活動等補償制度

(ボランティア保険制度)

ボランティア保険とは、ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がけがをした場合(傷害事故)やボランティア活動中に第三者に対し損害を与え損害賠償責任が生じた場合(損害賠償事故)に補償する保険です。保険料は鳥取市が負担します。**補償を必要とする場合は、事前に「社会奉仕活動登録票」を提出する必要があります。**



登録の手続き、事故の報告、お問い合わせは、
鳥取市ボランティア・市民活動センター まで

電話 (0857) 29-2228 / FAX (0857) 29-2338

〒680-0845 鳥取市富安二丁目 104-2 さざんか会館 1階

※社会奉仕活動登録票、事故発生報告書等は、鳥取市ボランティア・
市民活動センターホームページからダウンロードをお願いします。



※対象となる活動・事故や対象とならない活動・事故があります。日頃行っている活動がこの補償制度の対象となるかどうか、事前に確認しておくことをおすすめします。

※この補償制度は社会奉仕活動におけるすべての事故を対象とするものではありません。場合によっては民間の行事保険等への加入も検討することが必要です。

対象となるボランティア活動

- 1 道路、河川、公園、学校、社会福祉施設その他公共施設又は公共的施設の環境整備活動
- 2 防火、防災、防犯、交通安全、公衆衛生及び青少年愛護、育成のための活動
(学校内外での児童生徒の安全確保のための活動などを含みます。)
- 3 高齢者、障がい者等に対する看護、援護、更生等の活動
- 4 鳥取市の事業に協力する活動
- 5 1から4までに類する活動

上記1から5までのいずれかに該当する活動で、次の①から③までのすべてに該当する活動が対象です。

※補償を受けるためには、事前に登録が必要です。詳しくは後半のQ&Aをご覧ください。

「鳥取市ボランティア・市民活動センター」までお問い合わせください。

- ①自らの利益を目的とせず、社会に貢献することを目的とする活動
- ②無報酬の活動（交通費、食事代など費用弁償程度の支給は無報酬とみなします。）
- ③日帰りの活動

<この保険の対象とならないボランティア活動>

- ・学校行事等、学校の管理下で行われるボランティア活動
- ・保険上対象外となっているボランティア活動

補償内容

1 傷害事故

急激かつ偶然な事故で、ボランティア活動者が死亡又は負傷した場合に補償します。

補償金の種類	支給事由	補償金額
死亡補償金	活動者が、傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	500万円
後遺障害補償金	活動者が、傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に保険契約する保険約款に掲げる後遺障害を生じた場合（その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが強く推定された場合）	後遺障害の程度により、500万円に保険契約する保険約款に定める割合（4%～100%）を乗じて得た金額
入院補償金	活動者が、傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務機能に支障をきたしたため入院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限る。）	入院1日につき3,000円
通院補償金	活動者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため通院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。）	通院1日につき1,500円

2 損害賠償事故

ボランティア活動者が第三者の身体や財物又は第三者からの預かり品等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

補償の種類	補償金支払限度額	免責金額
身体賠償	1事故につき1億5,000万円	5,000円
財物賠償	1事故につき1億5,000万円	5,000円
保管物賠償	1事故につき300万円	5,000円

*免責金額とは、加害者が自己負担する金額で、1事故ごとに適用されます。

＜損害賠償の対象となる損害又は費用＞

- ・治療費、入院費（諸雑費を含みます。）、通院交通費、休業損害、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他活動者が法律上の賠償責任を負う損害
- ・損害の防止又は軽減のために活動者が支出した費用で保険会社が承認したもの
- ・損害賠償を解決するための訴訟・仲裁・和解・調停等に関し活動者が支出した費用で保険会社が承認したもの
- ・活動者が保険会社の事務に協力するために支出した費用

補償の対象とならない主な事故

傷 害 事 故	損害賠償事故
<ul style="list-style-type: none"> ・故意による場合 ・戦争、テロリズム、暴動その他社会的騒乱による場合 ・地震、噴火、津波、洪水その他天災による場合 ・無資格運転や酒酔い運転等により生じた事故の場合 ・脳疾患、疾病又は心神喪失による場合 ・自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合 ・妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他医療処置による場合 ・核物質若しくは核物質で汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故の場合 ・法令の規定による災害補償が適用される場合 ・その他保険契約で定める事由による場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・故意による場合 ・戦争、テロリズム、暴動その他社会的騒乱による場合 ・地震、噴火、津波、洪水その他の天災による場合 ・食材に起因する細菌性中毒による場合 ・使用又は管理に係る車両(除雪機を含む)又は動物による事故の場合 ・施設等の新築、改築、改造、修繕その他当該施設等に関する工事による場合 ・日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故による場合 ・その他保険契約で定める事由による場合

事故発生後の手続き

1 事故の報告

(1) ボランティア本人がけがをした場合

鳥取市ボランティア・市民活動センターへ事故の生じた日から25日以内に「社会奉仕活動等傷害事故発生報告書(様式第2号)」を提出してください。

※25日を過ぎると補償を受けることができませんのでご注意ください。

(2) 第三者に対し損害を与え損害賠償責任が生じた場合

鳥取市ボランティア・市民活動センターへ事故の生じた日から25日以内に「社会奉仕活動等賠償事故発生報告書(様式第3号)」を提出してください。

※25日を過ぎると補償を受けることができませんのでご注意ください。

2 事故内容の審査

社会奉仕活動等傷害事故発生報告書又は社会奉仕活動等賠償事故発生報告書の提出後、鳥取市が補償の適用について審査を行います。

3 補償金の請求(補償が適用される場合のみ)

保険会社から送付される請求書等を保険会社に提出してください。

4 補償金の支払い

請求書で指定された口座に保険会社から補償金を支払います。

鳥取市社会奉仕活動等補償制度(ボランティア保険制度) Q&A

～みなさまから寄せられるよくあるご質問と回答をご案内します～

1 活動の登録

Q：活動の登録方法について教えてください。

A：「社会奉仕活動登録票（様式第1号）」を、鳥取市ボランティア・市民活動センターまでご提出ください。

2 登録票の提出期限

Q：社会奉仕活動登録票はいつまでに提出すればいいですか？

A：活動をされる前日までに提出してください。なお、一度登録していただければ活動のたびに提出する必要はありません。

3 更新手続きの要否

Q：毎年、更新の手続きは必要ですか？

A：更新手続きは必要ありません。一度ご登録いただくと、登録削除のご連絡をいただくまで毎年自動更新されます。解散などにより活動をされなくなった場合は、鳥取市ボランティア・市民活動センターまでご連絡ください。

4 活動者名簿の要否

Q：名簿の提出は必要ですか？

A：鳥取市ボランティア・市民活動センターへの提出は必要ありませんが、活動者を把握するために各自で名簿の管理を行ってください。事故が発生し補償を受けようとする際、保険会社に名簿の提出を求められる場合があります。

5 自治会長の変更

Q：今年から〇〇町内会長になりました。補償制度に登録していると聞いているのですが、何か手続きは必要ですか？

A：あなたの町内会が鳥取市自治連合会に加入している場合、「鳥取市自治連合会」で一括登録しているため、手続きの必要はありません。活動実施日の事前報告も必要ありません。

6 市外での活動

Q：団体の活動として市外で活動する場合、この制度は適用されますか？

A：補償対象となる活動で、鳥取市民がサービスを楽しむ場所であれば適用されます。ただし、日帰りの活動に限ります。

7 食費や交通費が支給される活動

Q：ボランティアの交通費や食費が支給される活動は対象となりますか？

A：交通費や食費など実費の支給であれば対象となります。額の高低にかかわらず報酬が支払われる場合は対象となりません。

8 災害ボランティア活動での事故

Q：自主防災組織で地震発生後に被災地で処理作業を行った際の怪我等は対象となりますか？

A：危険度の高い活動と見なされ、対象となりません。

なお、自主防災活動のための訓練の際の事故などは、鳥取市社会奉仕活動等補償制度が適用となります。

9 学校行事での事故

Q：学校行事で生徒と一緒に活動を行う際のボランティアとして参加した場合、この補償の対象となりますか？

A：学校行事など、学校教育の一環・延長としての活動は対象となりません。ただし、登下校時の校門等での立ち番・声かけ活動や、付き添い下校活動、校舎内外の巡回活動等の活動は対象となります。

10 町内会で行う活動

Q：町内会で行う運動会や納涼祭などは対象となりますか？

A：親睦を目的とした行事については、無報酬で労力を提供する運営スタッフの方は対象となります。参加者は対象となりません。

11 ボランティア活動のための学習会、研修会、会議等の活動

Q：防犯パトロールを実施するにあたって事前に行う研修会は補償の対象になりますか？

A：登録の活動内容に付随する場合は、運営スタッフの方は対象となります。（参加者は対象外です。）

12 傷害事故にあてはまる怪我

Q：傷害事故の補償対象となる怪我とはどのようなものですか？

A：補償の対象となる怪我は、急激かつ偶然的な外来の事故によって身体に被った傷害(骨折や切り傷など)に限られます。靴ずれ・しもやけ・日焼け・職業病などは前述の条件を満たさないため、対象となりません。

13 見物人等のけが

Q：しゃんしゃん祭りを見物していたところ、他人に押され転倒し入院しました。補償制度の適用となりますか？

A：観客などの不特定多数の方については適用となりません。

14 細菌・ウイルス性食中毒による事故 ※食中毒による賠償事故の補償については18参照

Q：食中毒は傷害事故の補償対象となりますか？

A：O-157などの細菌性食中毒も対象となります。ウイルス性(ノロウィルスなど)や自然毒(毒きのこやふぐなど)による食中毒も対象となります。また、有毒ガスや有毒物質を偶然かつ一時的に吸入・吸収・摂取した時に生じる中毒症状も対象となります。

15 熱中症による事故

Q：活動中に発症した熱中症は傷害事故の補償対象となりますか？

A：対象となります。

16 感染症による事故

Q：活動の数日後、体調が悪くなり、感染症と診断されたのですが、傷害事故の補償対象となりますか？

A：対象となりません。

17 自動車等の事故

Q：自動車で防犯パトロール中に人をはねて怪我をさせてしまいました。賠償事故の補償対象となりますか？

A：自動車による賠償事故は対象外です。この場合は、自賠責保険及び自動車保険の適用となります。なお、活動者自身が怪我をした場合は傷害事故による補償の対象となります。

18 細菌・ウイルス性食中毒による賠償事故 ※食中毒による傷害事故の補償については14参照

Q：配食サービスのボランティアをしています。食中毒が発生したら賠償事故の補償対象となりますか？

A：食材が悪かったためではなく、調理中や運搬中に原因があった場合は対象となります。

19 除雪機使用中の賠償事故

Q：除雪機使用中に、第三者に危害を加えてしまった場合、補償の対象になりますか？

A：除雪機は賠償保険の対象外です。活動中に除雪機をき損してしまった場合も補償の対象外となります。

20 草刈機使用中の賠償事故

Q：草刈機使用中に、第三者に危害を加えてしまった場合、補償の対象になりますか？

A：小型の草刈機(刈払機)使用中の事故のみ賠償保険の対象となります。

社会奉仕活動登録票

団 体 名 <small>個人で活動する場合は、記入は不要です。</small>		(活動者数 人)	
代表者 又は 活動者	氏 名		
	住 所	〒	TEL
	連絡先	〒	TEL
活 動 内 容			
主 な 活 動 場 所			
該当する活動を○で囲んでください。(複数可) <ul style="list-style-type: none"> • 道路、河川、公園、学校、社会福祉施設 その他公共施設又は公共的施設の環境整備活動 • 防火、防災の活動 • 防犯、交通安全の活動 • 公衆衛生活動 • 青少年愛護のための活動 • 高齢者、障害者等社会的弱者に対する看護、援護、更生等の活動 • 鳥取市の事業に協力する活動 • その他のボランティア活動 [内容] 			

*この登録票を提出しても、活動内容、事故の状況によっては補償の対象とならない場合があります。